



# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
○道路区域の変更(二二〇・道路課)	1
○開発行為に関する工事の完了(二二一・秋田地域振興局建設部)	1
公告	
○土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)	1
選挙管理委員会告示	
○政治活動のために寄付を受け又は支出することができない団体(三三三)	1
収用委員会の公示による通知	
○土地収用事件の審理開始の公示による通知	6

## 告 示

**秋田県告示第二十号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成二十年四月二十八日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧				
		土川中仙線	大仙市土川字杉沢五九番地先から字小杉山沢ノ内長持二番五地先	五・〇〇〇～一一・〇〇〇	〇・八二一
		土川中仙線	〃	八・四〇〇～一七・八〇〇	〇・八二一

## 選挙管理委員会告示

**秋田県告示第三十三号**  
 次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、平成二十年四月一日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。  
 平成二十年四月二十八日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 公 告

有限会社水沼商事 代表取締役 水沼 通  
 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 潟上市飯田川下蛇川字街道下五十三番の内、五十四番、五十五番、五十六番の内、五十六番地先道路、五十六番地先水路、三十五番二の内  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大館市二井田真中土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十年四月二十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成二十年四月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県告示第二百一十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十九年十一月十九日付け指令秋建一二一六十で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成二十年四月二十八日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 秋田県知事 寺 田 典 城  
 潟上市昭和豊川竜毛字開沢二十五番一
- 一 資金管理団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
泉谷理毅男後援会	泉 谷 理 毅 男	佐 藤 劍 一	仙北郡美郷町金沢西根字西今泉九十七

二 その他の政治団体			
政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
阿部のりひこ後援会	佐藤一平	佐藤正人	仙北市西木町門屋字六本杉六十七―三
明日の秋田県を考える会(青雲会)	島山淳一	伊藤松蔵	大館市比内町片貝字伊勢堂東五十八
秋田を国際文化都市へ(石塚ゆきこ)後援会	保坂克廣	平塚賢治	秋田市泉登木二百十九―一
山脇精悦後援会	山脇精悦	田畑貴	大館市比内町扇田字南扇田百二十八―一
宮腰誠政治研究会	宮腰誠	納谷正一	能代市元町十三―二十六
湊屋啓二後援会	湊屋啓二	石郷岡修一	北秋田市元町四―十五
平野豊後援会	平野豊	岸敏夫	横手市大森町板井田字東山崎三十八
平沢健治政策研究会	平沢健治	小室忠男	秋田市牛島東五丁目二―三十八
平泉庄治後援会	平泉庄治	奈良寿明	大館市釈迦内字台野道下四十七
つかだ勇後援会	塚田勇	樋渡和子	秋田市新屋豊町十一―三十
地方自治を考える会	富樫安民	小沢信一	大館市本宮字八兵衛九十六―三
楽しくくらせる角館町をめざす会	平元順法	平元久美子	仙北市角館町西勝楽町六十三
武田彰允を励ます会	武田彰允	工藤明	大館市比内町扇田字白砂百十五
すずき誠一後援会	鈴木誠一	茂木隆夫	大仙市板見内字一ツ森百七十四
佐藤俊和後援会	佐藤俊和	佐藤美俊	由利本荘市鶴沼百六十四
佐藤次男後援会	佐藤次男	佐藤俊一	横手市平鹿町浅舞字蔭沼二百八十六
長田栄一後援会	長田栄一	佐藤潔和	由利本荘市砂子下百七―三
遠藤幸次後援会	遠藤幸次	日野隆悦	湯沢市三梨町字烏帽子橋三十四

齊藤一後援会	駒形地区遠藤幸次と語る会	小番勲後援会	川原誠徳後援会	鴨田道幸を励ます会	柿崎孝一後援会	海沼登後援会	尾山周市郎後援会	おばた博行後援会	遠藤一後援会	遠藤ただひろ後援会	えのき清後援会	稲庭地区遠藤幸次と語る会	井戸端会議おおたて	いとうゆづる後援会	石山一彦後援会	石垣さつこ後援会	石垣孝一後援会	嵐田正夫後援会	阿部久夫後援会
北林忠雄	高橋功一	小番晴樹	小柳伸一	神田作一郎	広田長壽	山口左一	長岐良博	畠山昭	遠藤虎雄	伊藤秀司	榎源治	阿部修悦	石垣昇平	伊藤 讓	石山由元	石垣 昇	柴田克美	嵐田新一	柴田与助
齊藤一子	遠藤 実	小番建造	川原義行	鴨田清道	佐藤茂夫	石坂忠平	石野高雄	佐藤 完	遠藤行男	遠藤 守	伊藤二郎	栗原易夫	石垣 昇	伊藤 讓	金野 環	石垣昇平	照井久男	柴田信一	阿部 剛
大館市岩瀬字田の沢二十一	湯沢市駒形町字大倉三十五	由利本荘市矢島町立石字悪戸百三十八	大館市横堀字上村八十	山本郡三種町鹿渡字泉沢家の前八十一	横手市十文字町佐賀会字伊賀利百七十八	鹿角市八幡平字夏井九十一―二	大館市比内町扇田字上川端三十九	北秋田市綴子字前野百六十八―二十二	横手市大森町峠頭五十一―一	横手市平鹿町浅舞字浅舞二百十七	秋田市四ツ小屋字上野五十一―一	湯沢市稲庭町字鍛冶屋布百三十一	大館市字池内道下一―五	南秋田郡井川町北川尻字海老沢村六十二	能代市二ツ井町切石字山根百七十六	大館市相染沢中岱七十六―六	雄勝郡羽後町林崎字林崎五十四	横手市大森町十日町字餅田二十七	雄勝郡羽後町田代字門前九十五

高橋一志後援会	鈴木隆太郎後援会	鈴木そうたろう後援会	菅原弘助後援会	菅原隆文後援会	將軍野地区保坂直一後援会	澤田一文後援会	沢井昭二郎後援会	佐藤峯夫後援会(育峯会)	佐藤文信後援会	佐藤一後援会	佐藤清吉後援会	佐藤讓司後援会	佐藤健一後援会	佐藤勇後援会	さっちゃん頑張れ応援団	佐々木洋一を励ます会	佐々木誠後援会	ささき正を励ます会	坂田充後援会
原喜栄	鈴木政子	高橋恵一	長谷山富之助	成田具世	奈良鶴松	戸沢一	沢井忠広	照井光夫	中嶋巖	渡部忠行	菊地敬一郎	周防彦宗	佐藤新正	山田利昭	石垣昇	高橋長一郎	若皆忠夫	亀山精司	佐藤準一
高橋賢太郎	鈴木政子	鈴木康一	阿部永蔵	菅原田津子	酒井新吾	藤島俊光	川上勝夫	藤川裕喜	佐藤雅人	佐藤由知	伊藤信夫	村上嘉和	花田重教	青木資郎	石垣昇平	小松照彦	吉田万悦	佐藤春雄	佐藤勉
大仙市板見内字北畑七十七	大仙市太田町太田字長田湯伝百二十六	仙北市角館町水ノ目沢十五一	雄勝郡羽後町田代字替六三一一	能代市二ツ井町字比井野三十八	秋田市將軍野東三丁目四一二十九	北秋田市前山字かめ山下六十三	湯上市昭和豊川竜毛字轄田十五	仙北市田沢湖生保内字男坂九十七	北秋田市脇神字脇神園ノ内八十一	大仙市神宮寺字本郷下百一	大仙市南外字小出三百四十五一五	由利本荘市鳥海町上川内字田代百八十四	大館市岩瀬字代野九三一一三	由利本荘市矢島町立石字悪戸百四十五	大館市三の丸百三一六	大仙市鐘見内字石持六十六	横手市十文字町仁井田字町東四十	仙北郡美郷町六郷字荒町三十七	由利本荘市矢島町七日町字七日町七十八

宮腰誠連合後援会	緑と技で豊かな町をつくる会	みうら圭光後援会	松田よしひろ後援会	保坂直一を励ます会	保坂直一後援会	藤原要司後援会	ふくおか昌樹後援会	平賀真後援会	原則雄後援会	花田隆一後援会	にせき陽子と歩む会	西村武後援会	仲村力夫後援会	中村ひろひこ秋田後援会	とがし安民後援会	たけだ和夫を支援する会	田口宏暢後援会	高橋正治後援会	高橋金正後援会
佐藤浩嗣	高橋平左エ門	安部信行	佐藤吉一	伊藤不二夫	佐々木徳太郎	高橋昭作	福岡新吉	三浦七郎	高橋勝巳	中嶋光雄	横田まゆみ	原田稔	高橋尚	渡辺忠陸	富沢壽	佐藤彰吾	伊藤郁夫	橘義一郎	高橋政義
佐藤勝男	日野隆悦	田口利男	佐藤寿男	小野明	中田東一	大庭一	福岡仁	工藤利雄	原隆新	中嶋信一	二関陽子	目黒幹子	仲村レイ子	伊藤二雄	小沢信一	加賀谷幸男	伊藤慶蔵	高橋隆	鈴木一幸
能代市元町三十二二十六	湯沢市三梨町字下宿二十五一	大仙市長野字柳田百五十四一八	由利本荘市矢島町川辺字川原三十一一三	秋田市港北新町十三一二十九	秋田市飯島長野本町三一三十六	雄勝郡羽後町林崎字槻ノ前四十二	北秋田市三里字屋布岱百四	山本郡三種町森岳字東囲八八一二二	大仙市板見内字長仙寺四	北秋田市脇神字脇神囲ノ内五十五	秋田市泉北一丁目十九一二十五	潟上市天王字松洲五百二十一一二	大仙市角間川町字中木内百三十二一一	南秋田郡五城目町富津内下山内字奈良崎三十三一一	大館市本宮字八兵工岱九十六一三	秋田市川尻総社町五一十六	大仙市南外字田中田山根百十六	仙北郡美郷町金沢東根字西外川原百十五	山本郡三種町外岡字逆川百一二

収用委員会の公示による通知

収用委員会の公示による通知

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局(秋田県建設交通部建設管理課)に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成二十年五月十九日をもってその通知があったものとみなされる。

平成二十年四月二十八日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

一 事件名

県道男鹿半島線改築工事(秋田県男鹿市船川港比詰字羽立地内から同市脇本田谷沢字要沢地内まで)

二 通知書の名称

平成二十年四月四日付け秋収委―二―「審理の開始について(通知)」

三 通知を受けるべき者

秋田県男鹿市脇本田谷沢字要沢七十二番十一の土地の抵当権者 株式会社工藤組 住所不明 ただし、土地登記簿及び商業登記簿上の住所は、秋田市泉東町八番五十九号

山田ひろやす後援会	山田昌藏	北秋田市阿仁根子字根子又六十九
吉方せいげん後援会(道心会)	米森泰弘	能代市豊祥岱一―五十
ローカル・ネット政策研究会	中田満	能代市万町一―十
	品田一也	
	吉方義高	
	山田富士男	

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五  
E-mail:matsubarainatsu@ams.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄